

申請者 窓口に こられた 方	住 所		筆頭者からみて あなたは 本人 配偶者・子・親 代理人
	フリガナ 氏 名	明治・大正・昭和 平成・西暦 年 月 日生	

本 籍 富田林市	番・番地	戸籍の最初に書かかれている人 (亡くなられていても変わりません) 筆頭者	
	全部事項証明 (謄 本)	個人事項証明 (抄 本)	どなたの証明が必要ですか 氏 名
戸 籍	通	通	明・大・昭・平・西暦 年 月 日生
除 籍 (全員が消除された戸籍)	通	通	
原戸籍 (昭和・平成) (様式が改製された戸籍)	通	通	
附 票	通	通	
記載事項証明 (届出書の写し)	通	何に使用されますか 保険・年金・裁判・相続・パスポート 免許・登記・住宅関係・車関係 戸籍届出 (その他)	
受理証明 () 届	通		
身分証明	通		
その他の証明	通		
※ 代理人が申請される場合は 本人の承諾書が必要です	点検	確認欄	運免・住カ・健保 その他 ()

※ 郵送で請求される場合は、市ウェブサイトの市役所のご案内「各種証明書」欄をご覧ください。

富田林市手数料条例第5条の規定による手数料の免除

富田林市民の方で、次の申請書に添付される証明書については、戸籍証明書等の交付手数料が免除となりますので、子育て支援課まで申し出てください。

申 請 内 容	証 明 書 の 種 類	提 出 先
児童扶養手当の申請	戸籍、住民票の写し、外国人登録証明書	子育て支援課
特別児童扶養手当の申請	戸籍、住民票の写し、外国人登録証明書	
母子寡婦福祉資金の貸付け申請	戸籍、住民票の写し、外国人登録証明書	

第三者請求（戸籍法第10条の2第1項）

第1号：自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する場合

1. 死亡したA（ ）続柄（父・母・兄弟・姉妹・伯父・叔母 ）の財産相続をするため

請求者（ ）は、平成 年 月 日に死亡した Aの相続人としてAの財産を相続するため、その添付資料として（ ）続柄（ ）が記載された戸籍・除籍謄抄本を（ ）銀行等に提出する必要がある。

2. 貸金返還に係る相続人確定のため

請求者（ ）は、乙（ ）に対し、平成 年 月 日、弁済期を平成 年 月 日として（ 円）貸し渡したが、（ 円）が未返済のまま、乙が平成 年 月 日死亡したことから、当該貸金の返済を求めるときに、乙が記載されている戸籍によって相続人を特定する必要がある。

第2号：国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

1. 裁判に使用するため

提出先は（ ）裁判所であり、請求者は（ ）の訴訟を平成 年 月 日に定義するため、相手方（ ）が記載されている戸籍謄抄本を提出する必要がある。

提出先は（ ）裁判所であり、請求者は、平成 年 月 日に締結した（ ）円の金銭消費貸借契約に基づく貸金請求訴訟を定義するに当たり、債務者（ ）が平成 年 月 日に死亡したことから、被告となる乙の相続人を特定する資料として乙が記載されている戸籍謄本を提出する必要がある。

第3号：その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

請求者は成年被後見人乙（ ）の死亡時の成年後見人であったが、乙（平成 年 月 日に死亡）の相続人に遺品を渡す必要があるところ、その相続人を特定するために、乙が記載されている戸籍の記載事項を確認する必要がある。

請求に当たっての注意事項

1. 請求理由の記載について

- (1) 権利・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。